ご確認ください！ ～特別障害者手当・障害児福祉手当～

在宅の重度障害者（児）の方に対して、特別障害者手当および障害児福祉手当を支給しています。申請方法など詳しくは、下記担当へご相談ください。

＜特別障害者手当＞

在宅での日常生活において、重度の障害のため特に必要とされる介護などの負担を軽減するために創設された手当です。

■手当を受給できる方

20歳以上であって、身体または精神の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する方（医師の診断書により判定されます）

※一部支給制限があります

＜障害児福祉手当＞

在宅の重度障害児の方に対する福祉措置の一環として実施されている手当です。

■手当を受給できる方

20歳未満の重度障害児であって、日常生活において常時特別の介護を要する方（医師の診断書により判定されます）

※一部支給制限があります

問合せ　健康福祉課福祉介護担当　☎62-1233
秩父福祉事務所生活保護・地域福祉担当　☎23-2115

工事中のトンネルを探検してみよう！

日　時　11月18日㈰　第１回午前10時～正午
第２回午後１時～３時

場　所　皆野秩父バイパストンネル工事現場（秩父市蒔田地内）

内　容　①工事中のトンネルウォーキング
②記念の落書き
③建設機械の展示

定　員　各回100人（申込順）

申込み　10月15日㈪から西関東連絡道路建設事務所へ　☎62-5811

～あなたの“落書き”がタイムカプセルになります～

町営住宅入居者募集

●**募集団地**　上富沢団地　１戸
（昭和58年建設）

●**間取り**　３ＤＫ（フローリング２、和１）

●**駐車場**　１台

●**家賃月額**（収入に応じ決定）
２万１、３００円～３万１、８００円

●**入居指定日**　11月１日㈭

●**申込者の資格**
①親族からなる２人以上の世帯であること。
②明らかに住宅に困っていること。
③入居する世帯の総収入月額が、15万８、０００円以下であること。高齢者、障害者、小学校就学前の子どもがいる世帯は21万４、０００円以下。
④町税（国保税を含む）を滞納していないこと。
⑤暴力団員ではないこと。

●**申込み**　10月１日㈪～11日㈭
建設課管理都市計画担当
☎６２－１４６３

リフォーム済みの部屋です。